

入札公告

下記のとおり、庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6の規定により公告する。

令和5年9月15日

県立延岡病院長 寺尾 公成

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 救命救急センターほかエレベータ保守点検業務
- (2) 業務場所 県立延岡病院 延岡市新小路2丁目1番地10ほか
- (3) 委託期間 令和5年10月1日から令和8年9月30日まで（3年間）
（地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約）
- (4) 業務概要 救命救急センター及び医師公舎のエレベータの点検及び保守

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本業務に係る入札に参加する者に必要な資格は、庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（平成6年宮崎県告示第1058号の3）に基づく入札参加資格の認定を受けている者で、開札日当日において次の要件を満たしていること。

設備維持管理業務の種類	昇降機設備の点検及び整備に係る業務	等級区分	なし
事業所の所在地に関する事項	宮崎県内に本店又は支店（営業所等を含む。）を有していること。 ※「本店」とは、登記簿上の本店とする。		
同種業務の実績に関する事項	次の事項のいずれかを満たす実績を有すること。 ア 令和5年度において本入札に係る物件を受託していること。 イ 宮崎県内において、平成25年度以降に完了した昇降機設備（株式会社日立製作所製ロープ式エレベータ）の点検又は整備に関する業務を元請けとして実施していること。		
配置技術者に関する事項	次の条項をすべて満たす技術者を配置できること。 ア 次のいずれかの資格を有する者であること。 ① 一級建築士 ② 二級建築士 ③ 建築基準法施行規則第4条の20第2項に規定する資格 イ 入札執行日の前日までに直接的な雇用関係を有する者であること。		
その他の事項	(1) 入札公告共通事項書の2に示す事項 (2) 本業務の実施に当たり、365日（24時間）の緊急時対応を行う体制を整備できること。		

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 掲示場所 県立延岡病院事務部整備担当（延岡市新小路2丁目1番地10）
- (2) 掲示期間 令和5年9月15日から令和5年9月24日まで
（宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第2条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。）

4 入札日程等に関する事項

入札手続等	期間・期日等	場所・留意事項等
設計図書等 閲覧及び複写	令和5年9月15日から 令和5年9月24日まで	県立延岡病院で閲覧、ホームページで 閲覧・ダウンロード
質問の受付	令和5年9月15日から 令和5年9月20日まで	県立延岡病院へ郵送又は持参すること。
回答の閲覧	令和5年9月15日から 令和5年9月24日まで	県立延岡病院で閲覧
入札書 受付期間	令和5年9月15日午前9時から 令和5年9月24日午後5時まで	県立延岡病院へ郵送（書留郵便に限る。 提出期限内に必着のこと。）又は持参 すること。
開札日時	令和5年9月25日午前10時00分	県立延岡病院 2階 中会議室
入札結果の 公表	令和5年9月29日から 令和6年3月31日まで	県立延岡病院で閲覧

（注意）県立延岡病院における受付・閲覧は、休日を除く午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

5 その他の事項

- (1) 庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る条件付一般競争入札公告共通事項書に示すとおりとする。
- (2) 再度入札の回数は、1回とする。なお、次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することはできない。
 - ・初度入札に参加しなかった者
 - ・初度入札に参加したが入札をしなかった者
 - ・連合その他不正な行為があった入札をした者
- (3) 本件業務の委託契約は、地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約として行うものであり、特約条項において、「翌年度以降予算が減額又は削除された場合に、県が契約を解除できる」旨の特約事項を規定するものとする。
- (4) 最低制限価格を設けるものとし、最低制限価格に満たない入札については、これを無効とする。予定価格の範囲以内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低価格の入札を行った者（落札候補者）で、必要な資格に関する事項を満たした者を落札者とする。